

Ⅲ 砂糖関係業務

1 輸入指定糖に関する業務

(1) 輸入指定糖売買業務

ア 輸入指定糖各種指標

(ア) 指定糖調整率及び二次調整金

平成26砂糖年度に適用される価格調整法第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率(指定糖調整率)及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額(二次調整金)は、平成26年9月30日に次のように告示された。

○指定糖調整率 100分の37.00 (100分の37.00)

○二次調整金 1,000キログラムにつき25,441円 (25,716円)

注:()内は平成25砂糖年度の数値である。

(イ) 機構買入価格(平均輸入価格)

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、粗糖の平均輸入価格は、同法第6条並びに価格調整法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、次の算定式に沿って、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。(表17)

$$\begin{array}{|l} \text{平均輸入価格} \\ \hline \text{適用期間の初日前10} \\ \text{日から遡って過去90} \\ \text{日間のNY粗糖先物} \\ \text{価格の平均額} \end{array} + \begin{array}{|l} \text{産地} \rightarrow \text{日本} \\ \text{運賃、保険料、糖度調} \\ \text{整、輸入諸掛り、プレ} \\ \text{ミアム等} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{平均輸入価格} \end{array}$$

- ・適用期間 平成26年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき 47,940円 (平成26年3月28日告示)
- ・適用期間 平成26年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき 49,190円 (平成26年6月27日告示)
- ・適用期間 平成26年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき 46,140円 (平成26年9月26日告示)
- ・適用期間 平成27年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき 48,990円 (平成26年12月26日告示)

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定糖調整率及び同号ハの農林水産大臣が定める額(指定糖調整金軽減額)を用いて3か月ごとに算定された。(表17)

(エ) 指定糖調整金軽減額

指定糖調整金軽減額は3か月ごとに定められ、次のように告示された。(表17)

- ・適用期間 平成26年4月1日から6月30日まで

1,000キログラムにつき 0円 (平成26年3月28日告示)

- ・適用期間 平成26年7月1日から9月30日まで

- 1,000キログラムにつき 0円（平成26年6月27日告示）
- ・適用期間 平成26年10月1日から12月31日まで
 - 1,000キログラムにつき 0円（平成26年9月26日告示）
- ・適用期間 平成27年1月1日から3月31日まで
 - 1,000キログラムにつき 0円（平成26年12月26日告示）

表17 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円/トン)

区 分		NY11の平均値		平均輸入 価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産 大臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円換算 (円/トン)					
年	四半期							
平成26年	4～6月	16.32	37,444	47,940	38,946	0	38,946	86,886
	7～9月	17.25	39,251	49,190	38,484	0	38,484	87,674
	10～12月	16.14	37,029	46,140	39,612	0	39,612	85,752
平成27年	1～3月	15.85	39,886	48,990	38,558	0	38,558	87,548

注：価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、26年4～9月（平成25砂糖年度）は25,716円、26年10月～27年3月（平成26砂糖年度）は25,441円が二次調整金分として加算される。

イ 輸入指定糖売買業務の実績

(ア) 概要

平成26事業年度においては、全期間を通じて平均輸入価格が砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条の規定に基づき売買が行われた。

a 粗糖の売買

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は128万843トン（940件）、売買差額は528億1409万円、条件付きのものの売買契約数量は6,647トン（160件）であった。

b 粗糖以外の売買

粗糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は1万2806トン（1,193件）、売買差額は4億4489万円、条件付きのものの売買契約数量は1,860トン（11件）であった。

c 平成26事業年度においては、日豪EPA（平成27年1月15日発効）に基づく「高糖度原料糖」の売買は行われなかった。

(イ) 売買契約実績

a 粗糖

(単位:キログラム・円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		売買差額(調整金)
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量	
平成26年4月	100	115,268,264	12	505,073	88	114,763,191	4,469,889,937
5月	78	114,738,911	12	514,991	66	114,223,920	4,448,838,878
6月	102	110,846,096	11	277,250	91	110,568,846	4,910,767,630
7月	121	166,825,716	17	1,043,350	104	165,782,366	6,380,208,568
8月	67	76,796,342	10	428,730	57	76,367,612	2,980,940,542
9月	97	108,475,431	10	275,527	87	108,199,904	4,708,693,216
10月	111	144,462,881	18	826,559	93	143,636,322	5,689,922,483
11月	78	125,646,004	12	518,963	66	125,127,041	4,956,643,663
12月	111	131,109,925	15	533,678	96	130,576,247	6,304,821,771
平成27年1月	82	92,226,857	15	708,571	67	91,518,286	3,551,884,118
2月	61	44,620,758	14	403,708	47	44,217,050	1,890,720,480
3月	92	56,473,705	14	610,991	78	55,862,714	2,520,754,985
合 計	1,100	1,287,490,890	160	6,647,391	940	1,280,843,499	52,814,086,271

b 粗糖以外

(単位:キログラム・円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		売買差額(調整金)
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量	
平成26年4月	103	1,345,313	0	0	103	1,345,313	34,673,618
5月	110	1,441,465	0	0	110	1,441,465	54,327,429
6月	114	1,278,660	1	216,558	113	1,062,102	45,172,578
7月	127	1,940,766	1	216,630	126	1,724,136	50,607,455
8月	104	1,088,892	1	144,330	103	944,562	34,594,587
9月	102	1,297,108	3	434,004	99	863,104	35,519,217
10月	83	1,202,160	1	198,429	82	1,003,731	29,750,819
11月	88	955,218	1	108,360	87	846,858	32,226,626
12月	108	929,249	0	0	108	929,249	41,821,219
平成27年1月	82	824,134	1	216,792	81	607,342	20,018,921
2月	88	999,273	2	325,224	86	674,049	22,659,323
3月	95	1,363,793	0	0	95	1,363,793	43,522,414
合 計	1,204	14,666,031	11	1,860,327	1,193	12,805,704	444,894,206

(2) 輸入指定糖入札業務

価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が定める額(二次調整金)の決定に資するため、輸入指定糖の価格に関する情報の収集を行うことを目的として輸入指定糖の入札を実施した。

輸入指定糖入札実施要領に基づき、入札参加者の登録を行い(平成26砂糖年度について25者。平成25砂糖年度については、前事業年度に登録した24者が入札参加資格者)、入札を4回行った。各回とも、全量が上限価格(二次調整金額から

1円を減じた額)で落札され、再入札は行われなかった。(表18)

表18 輸入指定糖の入札結果

区分 単位	上場数量 (トン)	申込者数 (者)	申込数量 (トン)	申込倍率 (倍)	落札者数 (者)	落札数量 (トン)	不落札数量 (トン)	落札率 (%)	落札価格		
									最高 (円/トン)	最低 (円/トン)	平均 (円/トン)
25砂糖年度											
第3回 26年 4月16日	22,500	22	63,200	2.8	22	22,500	0	100.0	25,715	25,715	25,715
第4回 26年 7月16日	22,800	22	64,010	2.8	22	22,800	0	100.0	25,715	25,715	25,715
26砂糖年度											
第1回 26年10月15日	24,500	22	69,580	2.8	22	24,500	0	100.0	25,440	25,440	25,440
第2回 27年 1月21日	20,600	22	58,292	2.8	22	20,600	0	100.0	25,440	25,440	25,440

注1：不落札数量は、(上場数量－落札数量)である。

注2：落札価格は、一次調整金の加算額であり、消費税及び地方消費税を含まない。

2 異性化糖に関する業務

(1) 異性化糖各種指標

ア 異性化糖調整基準価格、異性化糖調整率及び二次調整金

平成26砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率(異性化糖調整率)及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額(異性化糖二次調整金)は、平成26年9月30日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき177,973円(176,591円)
- ・異性化糖調整率 100分の15.16(100分の15.06)
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき2,021円(1,591円)

注：()内は平成25砂糖年度の数値である。

イ 機構買入価格(平均供給価格)

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあつては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされており、同法第12条並びに価格調整法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。(表19)

- ・適用期間 平成26年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき136,750円(平成26年3月28日告示)
- ・適用期間 平成26年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき138,013円(平成26年6月27日告示)
- ・適用期間 平成26年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき129,902円(平成26年9月26日告示)
- ・適用期間 平成27年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき136,825円(平成26年12月26日告示)

ウ 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗

糖についての機構売戻価格を価格調整法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。(表19)

- ・適用期間 平成26年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき114,793円(平成26年3月28日告示)
- ・適用期間 平成26年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき115,560円(平成26年6月27日告示)
- ・適用期間 平成26年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき114,750円(平成26年9月26日告示)
- ・適用期間 平成27年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき116,694円(平成26年12月26日告示)

表19 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度・期間		区分	平均供給価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額単価 (調整金単価)	標準価格
平成 26 事業 年度	平成 25 砂糖 年度	平成26年4～6月	136,750	—	—	114,793
		7～9月	138,013	—	—	115,560
	平成 26 砂糖 年度	10～12月	129,902	—	—	114,750
		平成27年1～3月	136,825	—	—	116,694

- (注) 1 価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。
 2 平成26事業年度は、平均供給価格が標準価格を上回ったため売買は行われなかった。
 3 法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が異性化糖二次調整金分として加算される。
 平成26年4～9月…1,591円、平成26年10～平成27年3月…2,021円

エ 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国内産異性化糖にあつてはその移出の時に、輸入異性化糖にあつてはその輸出申告の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3か月ごとに算定されることとなっている。

なお、同法第11条第1項ただし書の規定により、異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないことと

されており、平成26事業年度においては全期間を通じて同規定が適用されたため、機構売戻価格は算定されなかった。

(2) 異性化糖売買業務の実績

平成26事業年度においては、全期間を通じて異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第11条第1項ただし書の規定に基づき異性化糖の売買は行われなかった。